

職員の職の設置に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

平成23年7月の組織改正に伴い、防災監及び医療政策監の職を廃止する改正を行う。

2 規則の概要

(1) 次の職を廃止する。

防災監、医療政策監

(2) 施行期日は、平成23年7月1日とする。

鳥取県行政組織規則等の一部改正について

1 規則の改正理由

県民の視点に立った組織体制を確立し、新たな行政需要に対応するため、未来づくり推進局及び危機管理局を設置するほか、福祉保健部内に子育て王国推進局及び健康医療局を設置し、それらの内部組織及び所掌事務を定める等、本庁の局等及び課等の整備を行うとともに、統轄監の職務を定める等県の行政組織を改める。

2 規則の概要

(1) 鳥取県行政組織規則の一部改正

ア 本庁に関する事項

(ア) 統轄監を未来づくり推進局に再編し、県政推進課を廃止し、未来戦略課及び鳥取力創造課を新設し、総務課を総務部に移管し、県民課を総務部から移管する。

(イ) 防災局を危機管理局に再編し、防災課、危機管理課及び消防課を廃止し、危機管理政策課、危機対策・情報課及び消防防災課を新設する。

(ウ) 福祉保健部の子育て支援総室を子育て王国推進局に再編し、子ども発達支援課を移管し、子育て応援室を子育て応援課に、家庭福祉室を青少年・家庭課に改める。

(エ) 福祉保健部に健康医療局を新設し、健康政策課、医療政策課及び医療指導課を置く。

(オ) 企画部地域づくり支援局移住定住促進課及び中山間地域振興課を中山間振興・定住促進課に統合する。

(カ) 企画部青少年・文教課の所掌事務から青少年に関する事項を福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課に移管し、企画部教育・学術振興課に改める。

(キ) 企画部地域づくり支援局協働連携推進課を廃止し、その所掌事務を未来づくり推進局鳥取力創造課に移管する。

(ク) 商工労働部経済通商総室企画調査室を廃止し、その所掌事務を商工労働部商工政策室に移管する。

(ケ) 統轄監の職務を新たに定める。

イ 附属機関に関する事項

(ア) 鳥取県防災会議の庶務担当機関を危機管理政策課（現行 防災課）に変更する。

(イ) 鳥取県国民保護協議会の庶務担当機関を危機対策・情報課（現行 危機管理課）に変更する。

(ウ) 鳥取県救急搬送高度化推進協議会の庶務担当機関を消防防災課（現行 消防課）及び健康医療局医療政策課（現行 医療政策課）に変更する。

(エ) 鳥取県青少年問題協議会の庶務担当機関を子育て王国推進局青少年・家庭課（現行 青少年・文教課）に変更する。

(オ) 鳥取県私立学校審議会の庶務担当機関を教育・学術振興課（現行 青少年・文教課）及び子育て王国推進局子育て応援課（現行 子育て支援総室）に変更する。

(カ) 鳥取県医療審議会及び鳥取県准看護師試験委員の庶務担当機関を健康医療局医療政策課（現行 医療政策課）に変更する。

(キ) 鳥取県国民健康保険審査会、鳥取県後期高齢者医療審査会及び鳥取県麻薬中毒審査会の庶務担当機

関を健康医療局医療指導課（現行 医療指導課）に変更する。

(ク) 鳥取県東部感染症診査協議会、鳥取県中部感染症診査協議会及び鳥取県西部感染症診査協議会の庶務担当機関を健康医療局健康政策課（現行 健康政策課）に変更する。

ウ その他

内部組織、所掌事務、附属機関、職制等について所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県庁舎管理規則の一部改正

警察本部庁舎以外の本庁の庁舎の庁舎管理者を総務部長（現行 統轄監）をもって充てることとする。

(3) 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正

公の意思の形成への参画に携わる職に統轄監を加える。

(4) 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部改正

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う事務に、統轄監が行う本邦における航空旅行に係る役務費のうち知事が別に定めるものに係る支払に関する事務を加える。

(5) 施行期日等

ア 施行期日は、平成23年7月1日とする。

イ 次の規則について、(1)に伴う所要の規定の整備を行う。

(ア) 鳥取県消防顕彰金条例施行規則

(イ) 鳥取県予算規則

(ウ) 鳥取県公報発行規則

(エ) 鳥取県知事の資産等の公開に関する規則

(オ) 鳥取県個人情報保護審議会規則

(カ) 鳥取県個人情報保護条例施行規則

(キ) 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(ク) 鳥取県特定非営利活動促進法施行細則

(ケ) 鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則

(コ) 鳥取県看護職員修学資金等貸付規則

(サ) 鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則

(シ) 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則

(ス) 鳥取県会計規則

鳥取県建築基準法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県建築基準法施行条例の一部が改正され、一定の要件を満たす区域において、建築物又はその敷地と道路との関係に関する規制の適用の特例を認める制度が新設されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 一定の要件を満たす区域における建築物又はその敷地と道路との関係に関する規制の適用の特例の承認申請に必要な申請書の添付書類を定める。

(2) (1)の申請書等の提出先を定める。

(3) 施行期日は、平成23年7月1日とする。